

別記様式（第2条関係）

## 会議結果報告書

令和3年1月4日

会議の名称	政策推進会議
開催日時	令和2年12月18日（金） 10時20分～10時45分
開催場所	第3庁舎 4階 庁議室
出席者職氏名	〔担当部課〕 村山市民生活部長、小日向環境推進課長、大熊環境推進課主幹 〔政策推進会議メンバー〕 尾崎総合行政部長、川幡総務部長、松永市長公室長、榎本人事課長、近藤財政課長、外立秘書政策課長 〔関係部課〕 中森都市整備部長、青木課税課長、篠崎防災危機管理課長、松井市民活動推進課長、石塚産業観光課長、滝田都市計画課長、加藤建築開発課長 <p style="text-align: right;">（計16人）</p>
欠席者職氏名	<p style="text-align: right;">（計 0人）</p>
説明員職氏名	小日向環境推進課長 <p style="text-align: right;">（計 1人）</p>
議 題	「第二期志木市空き家等対策計画」について
結 果	指摘事項の修正を行った上で、意見公募手続に係る庁議付議を行うこととなった。
事務局職員職氏名	松田秘書政策課副課長、本間秘書政策課主査
その他必要事項	

## 会議内容の記録（会議経過、結論等）

### 1 開会

外立秘書政策課長が開会を告げる。

### 2 審議事項（政策推進会議メンバーはメンバーと表記する。）

<第二期志木市空き家等対策計画について>

- ・小日向環境推進課長より、第二期志木市空き家等対策計画（以下「本計画」という。）について概要を説明後、審議を行った。

#### ○概要説明

本計画は、空き家等対策の推進に関する特別措置法第6条第1項に基づき策定するものであり、本市の最上位計画である「志木市将来ビジョン」に掲げるまちの将来像の実現に向け、分野別計画として、志木市都市計画マスタープラン、志木市環境基本計画の下に位置付けている。計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間である。

また、本計画の特徴は次のとおり。

- (1) 「空き家等の適正管理」、「空き家等の利活用」、「空き家等の予防」を基本方針とする。
- (2) 「志木市空き家等バンク制度」について、国土交通省の制度を活用し、全国規模での情報発信を行う。
- (3) 「解体したい」「所有者の意思が確認できない」「建て替えができない」などの空き家等特有の相談にワンストップで対応するとともに、迅速な対応ができるよう関係団体との連携強化を図る。

さらに、本計画内で展開する施策に取り組むことにより、SDGsのゴールの達成に貢献する。地域の生活環境の保全を図り、空き家等の予防も含めた施策の方向性等を示した計画であり、数値目標等は設けていない。

#### ○質疑

メンバー：SDGsのゴールは11のみなのか。志木市将来ビジョン後期実現計画では、空き家等対策に係る施策は、11と17としている。また、施策ごとにゴールを設定できないのか。

担当部課：主な目標として11としたところであるが、ご指摘のとおり、将来ビジョンとの整合性を図るため、17を追加する。

また、本計画における各施策が作用し合って11と17のゴールにつながるため、施策ごとのゴール設定はしない。

メンバー：空き家の件数が増加しているが、特定空家等（テレビ報道されるような家が傾き通学路の通行等に危険が及びそうな空き家）は市内にはないのか。

担当部課：市内の空き家等は管理がされている空き家等であり、特定空家等はない。

関係部課：8ページ、空き家率について、前ページでの説明では、総戸数に対する空き家戸数となっているが、この表は市全体の空き家の地区別割合となっている。

担当部課：空き家率とするか、地区別の構成比にするか再度検討する。

関係部課：今後も担当課と関係課が相互に情報提供を行うことで適切に対応していきたい。

### ○結論

指摘事項の修正を行った上で、意見公募手続に係る庁議付議を行うこととなった。

### 3 閉会

外立秘書政策課長が閉会を告げる。

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容易に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。